

令和5年横瀬町農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月25日(火) 午前10時から10時15分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	3番	八木原智宏
	4番	若林想一郎
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	8番	村越聡
	9番	平沼邦夫
	10番	千島孝夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第8号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	小俣敏孝
	渡部希生

7. 会議の概要

議長 それでは、始めます。

皆さん、こんにちは。本日は委員全員の方へ出席をいただいております。

会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

9番、平沼邦夫委員、10番、千島孝夫委員のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第8号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件の1件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第8号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件を議題といたします。

議案第8号につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第8号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について説明いたします。

令和5年4月11日付で、横瀬町より農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が農業委員会会長宛てにありました。この通知に基づき、今回議案書にあります3筆、294平方メートルの農地について、「農地」に該当するか否かを審議していただくものです。

本日追加配付しました3ページ目の案内図を御覧いただきたいと思っております。申出地の場所は、この地図の中央右側にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、国道299号線の芦ヶ久保地内、中井橋付近

から林道北ノ入線に入り、約180メートル進んだ林道の両側、さらに120メートル進んだ東沢の対岸が申出地になります。

この農地は、既に山林化しており、所有者にも意思確認を行っておりますが、担当推進委員と担当補助委員が現地確認を行い、農業委員会において農地法第2条第1項の判断基準等により、農地に該当するか否かを判断していただくものです。判断基準は、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合又は、この土地の周囲の状況から見て、この土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合には、農地に該当しないものと判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の石黒推進委員、お願いします。

石黒推進委員 農地利用最適化推進委員の石黒です。上程されました議案第8号について、推進委員の所見を申し上げます。

4月20日午後3時頃、村越委員と現地確認を行いました。場所は芦ヶ久保22区の民宿へ向かう道沿いにある3か所です。2か所は特に面積も小さく、一部お茶が植えられていますが、直近で手入れされている状況ではなさそうです。日当たりも悪く、今後農地として継続するのは難しいと考えられます。よって、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断につきましては、農地に該当しないものと判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどお願いします。

以上で担当推進委員の所見を終了します。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の8番、村越委員をお願いします。

村越委員 芦ヶ久保地区補助委員の村越聡です。上程されました議案第8号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について所見を申し上げます。

4月20日午後3時頃、石黒推進委員と現地確認を行いました。場所は芦ヶ久保22区、林道北ノ入線沿いの3か所になります。石黒推進委員が述べられたとおり、2か所は小面積かつ急峻な地形で、すぐそばに杉、広葉樹が生えており、日照が少ない。もう一か所は、川沿いで岩がある小面積の

農地であります。現在お茶が植えられていますが、放任状況であり、今後農地として継続していくことは非常に困難と考えます。このような場所であることから、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
以上で担当委員の所見を終了します。
ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時 8分

再 開 午前10時13分

議 長 再開いたします。
質疑に移ります。質疑のある方は挙手をもってお願い申し上げます。
〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。上程中の議案第8号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件につきまして、現況調査を行った担当委員より報告がありました。

当該農地につきましては、すでに森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断し、農地には該当しないことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第8号の農地については、農地に該当しないことに決定いたしました。

ここで、会事録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように処理をさせていただきます。
本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。
これをもちまして閉会といたします。

(午前10時15分)